

□ 裁判員経験者の意見交換会 参加報告

平成25年4月10日午後3時から5時の2時間、東京地方裁判所で、裁判員経験者の意見交換会が開催された。コの字型の会議テーブルを囲み、裁判官が司会進行を務め、それぞれ別の事件を担当された8名の裁判員経験者の方々のご意見を伺い、その中で、検察官、弁護士各1名が、参加者として、補充的に、質問をさせて頂くもので、20名近くの方が傍聴していた。裁判員経験者の方々の氏名は、公開の場では、1番～8番の方という呼び名を用い、また、司会進行役の裁判官並びに参加検察官及び弁護士は、裁判員経験者の方々が担当された各事件には一切関与しておらず、ニュートラルな立場で協議するというものであった。

この意見交換会開催の数日前、20分程度、法曹三者の事前打ち合わせが行われ、裁判官から議事進行の予定の説明があった。その際、書記官から、「参加者の先生限りでご検討頂き、コピーを取らず、意見交換会後にご返却下さい。」との条件のもと、各裁判員経験者が担当された事件の冒頭陳述、論告求刑、及び弁論の各メモ、並びに判決書が綴られた資料ファイルを受け取った。その資料に目を通すと、各事件が強盗、強姦、殺人等複数の罪名を擁するもので、約半分のケースで、故意の有無や発生時期、被害者の同意の有無が争点に含まれていたため、私は、裁判員経験者の方々に、人の内心という、形のないものを認定する際、考慮したファクターや、認定経緯をきいてみたいと考え、質問事項を準備した。

意見交換会開催日当日、私は、午後2時30分頃に、予定より早めに控室に入った。すると、事前に東京地裁に集合していた裁判員経験者の方々が、各人の担当した事件の資料を、記憶喚起のため、真剣なまなざしで、検討されていた。裁判員経験者の方々及び担当事件の構成としては、今や私の手元に資料がないのでうのおぼえだが、1番の方(男性)が強盗殺人等、2番の方(女性)が強盗強姦等、5番の方(女性)が殺人等、3番の方(男性)、4番の方(女性)、6番の方(女性)、7番の方(男性)

及び8番の方(男性)が、強姦等の各事件を担当されていた。

一同、控室から、会場に移動し、意見交換会が始まった。裁判官から、「分かりやすかったか否か」との質問がなされ、1番の方から順に意見が述べられた。そして、2番の方が、開口一番、「検察官の資料は拝見して熱意を感じた。それに比べて、弁護人の資料は薄く、しかも、若い方と年輩の方お二人で担当されていたのですが、お一人の方は、裁判中にあくびをしていた。こんなことがあっていいのかなと思った。弁護人の態度自体が悪かった。熱意がなかった。人を助ける気があるのかなと思った。論点も外していた。」との意見が述べられた。この厳しいご意見に、私は、咄嗟に、手元の記録を確認した。冒頭陳述メモには確かに違いがあった。A3にびっちり図解して登場人物及び時系列を整理し犯罪の悪質さを際立たせ争点を論じる検察側、A4に大きな文字でポイントのみ記載した弁護側。裁判員の方々には、準備にかける意気込みの差に見えたのか。それとも、「あくび」が全てを嫌悪的に見せたのか。裁判官から、「この点何か補足するところありますか?」と「弁護士」の私に示唆があった。私は「かなりショッキングなご意見を頂いて、勉強させて頂いているところですが、『論点も外していた』というのは、どのような点でしょうか?」と尋ねてみた。すると間髪なく「被告人と弁護人の言っていることが食い違っていて裁判官の質問に対応できていなかった。」との説明があった。この2番の方は、意見交換会の最後の総括で、「自分達のような素人が裁判に参加することに大変意義を感じた。この裁判を通じて、裁判官三名の方が大好きになった。最後、裁判員で寄せ書きを書いて、裁判官に渡し、皆号泣した。」と述べていた。3番の方も、「評議の度に、裁判長が、あれはたぶん自腹だと思いますが、お菓子を買ってきてくれて、それを食べながら話をしました。」と仰っていた。いずれも、裁判官が、裁判員と、食事や休憩まで常に行動を共にし、同じ目線で話をしてくれて、とても有難かった、嬉しかっ

たという文脈であった。

その場に、「弁護士」として出席していた私は、正直、「悔しい」思いで一杯であった。「検察庁と弁護人のマンパワーやコストの圧倒的な違いを、理解してほしい。」という弁解など、恥ずかしくてできなかった。「私が担当したケースでは、ちゃんとやったのに」などという思いは意味がない。弁護士は「組織」ではないが「団体」なのだ、各人の弁護活動が「弁護士」を代表している、そういう風に、裁判員、被疑者、被告人、広く国民の方々に、見られている、ということを感じ知らされた。そして、もう一つ、「『裁判員は独立してその職権を行う』ものなのに…」という疑問が脳裏をかすめたが、それを指摘できる雰囲気ではなかった。

私の個人的な印象では、この意見交換会全般において、「優しくて丁寧な裁判官、熱意があり説得的な検察官、そして不熱心で説得力のない弁護人、非道な被告人の厳罰化は当然」という潮流のもと、それに対する多少の賛否が分かれるという形で、各人の意見が表された。7番の方が、くしくも、「検察官に説得されて、ある種洗脳されたみたいに、被告人を悪いと思うようになっていたが、もう少し、フェアに証拠と事実に基づいて裁判すべきだったと思う。」と仰っていた。本当は、刑事事件のフェアとは、「被告人対国家という圧倒的な力の差」を前提とするフェアで、「疑わしきは被告人の利益に」という原理に至るはずだが、会全体の雰囲気として、この原理が意識されているふしはなかった。いずれの事案も、新聞の見出しで言えば「情状の余地のない凶悪犯罪」というようなものだったので、致し方ない面もあるが、「被害者役の女性検察官の熱演に心を打たれた」と仰っていた方もいた。「検察官の冒頭陳述で説得されてしまって

いるのではないか?」「冤罪事件だったらどうなるのか?」などという私の心の声は圧倒的な潮流の前にかき消された。

そして、私が用意していった「内心」の認定に関する質問は、1番の方から「あくまでも客観的な傷口の状況から殺意の有無を判断しようとした。」とのご意見が出たが、他方、強姦の成否に関し被害者の同意の有無が争点となっていた事件もあったが、ご担当の裁判員経験者の方は、「そんな争点はなかった」という表情を浮かべておられた。

この意見交換会に出席して、不適切弁護とはいかないまでも、熱意のない弁護活動が、被疑者・被告人の人権を害するばかりでなく、あるべき刑事司法制度、適正手続を歪めているのではないかと、という危惧すら感じた。裁判員裁判においては、各弁護士の、いわゆる「俺のやり方」、自我流は、最早、通用しない。特に、国選事件において、弁護士会が、国選弁護人を推薦する以上、裁判員裁判を担う弁護人として相応しい知識及び能力を常に磨き得る研修の充実化が必須と思われた。捜査機関との間に圧倒的な物的・人的格差のある刑事弁護において、我々弁護人は、特に、国選の場合はなおさら、幅広く且つ深い知識と能力、そして熱意で、勝たなければ、「フェア」を取り戻せない。そういう意味で、弁護士会全体での体制強化を図るべきで、このまま時代遅れの「俺流」刑事弁護を続けては、弁護士という「団体」自体が、沈没するのではないかと、僭越ながら思う次第であった。

以上

(刑事弁護委員会副委員長 西 美友加 (49期))